

# 福岡地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

福岡県

※ 本計画は、福岡地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章福岡地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

## 福岡地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、福岡地域公害防止計画において、地方公共団体が福岡市において実施する同項に規定する事業に関する福岡地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、福岡地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 福岡市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等  
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体  
福岡市

ウ 実施場所  
福岡市（西戸崎水処理センター、和白水処理センター、東部水処理センター、中部水処理センター、西部水処理センター及び新西部水処理センター）

エ 実施期間  
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題  
博多湾海域の水質汚濁対策

カ 該当する主要課題との関係  
博多湾の汚濁負荷量の削減のため、福岡県汚水処理構想に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、博多湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

#### (2) 福岡市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等  
・公害財特法第2条の2第1項  
・下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共

## 下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体  
福岡市

ウ 実施場所  
福岡市

エ 実施期間  
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題  
博多湾海域の水質汚濁対策

カ 該当する主要課題との関係  
博多湾の汚濁負荷量の削減のため、福岡県汚水処理構想に適合する福岡市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、博多湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

### (3) 御笠川那珂川流域下水道における終末処理場の改築

ア 公害財特法における根拠条項等  
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体  
福岡県

ウ 実施場所  
福岡市（御笠川浄化センター）

エ 実施期間  
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題  
博多湾海域の水質汚濁対策

カ 該当する主要課題との関係  
博多湾の汚濁負荷量の削減のため、福岡県汚水処理構想に適合する

終末処理場の改築を行うことにより、博多湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 御笠川那珂川流域下水道の設置及び改築((3)に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業

イ 実施主体

福岡県

ウ 実施場所

福岡市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

博多湾海域の水質汚濁対策

カ 該当する主要課題との関係

博多湾の汚濁負荷量の削減のため、福岡県汚水処理構想に適合する管渠等の設置及び改築を行うことにより、博多湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。



北九州地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

福岡県

※ 本計画は、北九州地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章  
北九州地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。



## 北九州地域公害防止対策事業計画(案)

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)第2条の2第1項に基づき、北九州地域公害防止計画において、地方公共団体が北九州市において実施する同項に規定する事業に関する北九州地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、北九州地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 北九州市公共下水道における終末処理場の改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

##### イ 実施主体

北九州市

##### ウ 実施場所

北九州市(新町浄化センター、日明浄化センター、曾根浄化センター、北湊浄化センター、皇后崎浄化センター)

##### エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

##### オ 該当する主要課題

響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁

##### カ 該当する主要課題との関係

響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の汚濁負荷量の削減のため、瀬戸内海における福岡県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、福岡県汚水処理構想に適合する終末処理場の改築を行うことにより、響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

## (2) 北九州市公共下水道の設置及び改築((1)に該当するものを除く。)

### ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

### イ 実施主体

北九州市

### ウ 実施場所

北九州市

### エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

### オ 該当する主要課題

響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁

### カ 該当する主要課題との関係

響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の汚濁負荷量の削減のため、瀬戸内海における福岡県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、福岡県汚水処理構想に適合する北九州市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、響灘及び周防灘、及び豊前地先海域の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

## 2 しゅんせつ、導水等の事業

### (1) 洞海湾(川代泊地)におけるしゅんせつ及び覆土

#### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第2号

#### イ 実施主体

北九州市

#### ウ 実施場所

北九州市(洞海湾川代泊地)

#### エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

#### オ 該当する主要課題

洞海湾(川代泊地)のダイオキシン類汚染

#### カ 該当する主要課題との関係

洞海湾(川代泊地)のダイオキシン類による水底の底質の汚染について、汚泥等のしゅんせつ及び覆土を行い、ダイオキシン類による水底の底質の汚染に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資する。



# 大牟田地域公害防止対策事業計画 (案)

平成24年3月

福岡県

※ 本計画は、大牟田地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章大牟田地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

## 大牟田地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号、以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、大牟田地域公害防止計画において、地方公共団体が大牟田市において実施する同項に規定する事業に関する大牟田地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、大牟田地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成又は人の健康若しくは生活環境に係る被害の防止に資するものとして位置づけるものである。

### 1 下水道の設置又は改築の事業

#### (1) 公共下水道における終末処理場の設置及び改築

##### ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

##### イ 実施主体

大牟田市

##### ウ 実施場所

大牟田市（北部浄化センター及び南部浄化センター）

##### エ 実施期間

平成23年度より平成32年度

##### オ 該当する主要課題

河川の水質汚濁

##### カ 該当する主要課題との関係

有明海流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁を削減し、河川の水質汚濁に係るBODの環境基準の達成に資するとともに併せて、有明海の水質汚濁に係る全りんの環境基準の達成に資する。

#### (2) 大牟田市公共下水道の設置及び改築（(1)に該当するものを除く。）

##### ア 公害財特法における根拠条項等

・ 公害財特法第2条の2第1項

・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

##### イ 実施主体

大牟田市

##### ウ 実施場所

大牟田市

工 実施期間

平成23年度より平成32年度

才 該当する主要課題

河川の水質汚濁

力 該当する主要課題との関係

有明海流域別下水道整備総合計画に適合する大牟田市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁を削減し、河川の水質汚濁に係るBODの環境基準の達成に資するとともに併せて、有明海の水質汚濁に係る全りんの環境基準の達成に資する。

2 農用地等について実施される客土等の事業

(1) 農用地における客土等の事業

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第3号

イ 実施主体

福岡県

ウ 実施場所

大牟田市

エ 実施期間

平成23年度より平成32年度

オ 該当する主要課題

農用地土壌汚濁

カ 該当する主要課題との関係

大牟田市のカドミウムによる農用地の土壌汚染について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)に基づき農用地土壌汚染対策地域を指定し、農用地土壌汚染対策計画を定めている。農用地土壌汚染対策計画に基づく本事業により、客土等を行い、カドミウムによる土壌の汚染に係る人の健康の保護及び生活環境の保全に資する。